

間に係る基本的1株当たり利益および希薄化後1株当たり利益を表示することが求められている(IAS 34号11項)。また、企業の期中財務報告書がIAS 34号に準拠している場合は、その旨を開示することが求められている(IAS 34号19項)。

(図表4) 「その他の開示」に関する注記(IAS34号16A項)

①	期中財務諸表において直近の年次財務諸表と同じ会計方針と計算方法を採用している旨、または、それらを変更している場合には、その変更の内容および影響の説明
②	期中の営業活動の季節性または循環性についての説明的コメント
③	資産、負債、資本、純利益またはキャッシュ・フローに影響を与える事項で、その性質、規模または頻度からみて異例な事項の内容および金額
④	当事業年度の過去の期中報告期間に報告された金額の見積りの変更または過去の事業年度に報告された金額の見積りの変更の内容および金額
⑤	負債証券および持分証券の発行、買戻し、および償還
⑥	普通株式とその他の株式の各々に対する配当金(合計額または1株当たりの金額)
⑦	次のセグメント情報(期中財務報告書でのセグメント情報の開示は、IFRS8号「事業セグメント」によって当該企業が年次財務諸表中にセグメント情報を開示しなければならない場合にのみ必要である) (i) 外部顧客からの収益(最高経営意思決定者によりレビューされるセグメント純損益の測定値に含まれている場合、あるいは、最高経営意思決定者に定期的に提供されている場合) (ii) セグメント間収益(最高経営意思決定者によりレビューされるセグメント純損益の測定値に含まれている場合、あるいは、最高経営意思決定者に定期的に提供されている場合) (iii) セグメント純損益の測定値 (iv) 特定の報告セグメントに係る資産合計および負債合計の測定値(当該金額が最高経営意思決定者に定期的に提供されており、直前の年次財務諸表で当該報告セグメントについて開示した金額から重要な変動のあった場合) (v) セグメントに区分する基礎またはセグメント純損益の測定基礎について直近の年次財務諸表からの相違点に関する記述 (vi) 報告セグメントの純損益の測定値の合計額と、企業の法人所得税等および非継続事業による調整前の損益との調整。ただし、企業が法人所得税等といった項目を報告セグメントに配分している場合には、企業はセグメントの純損益の測定値の合計額と、これらの項目による調整後の損益とを調整することができる。重要性がある調整項目は、当該調整表において個別に識別して説明しなければならない。
⑧	当期中報告期間に係る期中財務諸表に反映されていない期中報告期間後の事象
⑨	企業結合、子会社および長期投資に対する支配の獲得または喪失、リストラクチャリング、ならびに非継続事業など、期中報告期間における企業の構成の変化の影響。企業結合の場合、企業は、IFRS3号「企業結合」で要求されている情報を開示しなければならない。
⑩	金融商品について、IFRS13号「公正価値測定」の91項から93項(h)、94項から96項、98項および99項、ならびにIFRS7号「金融商品：開示」の25項、26項および28項から30項で要求されている公正価値に関する注記
⑪	投資企業(IFRS10号「連結財務諸表」で定義)となった企業または投資企業ではなくなった企業について、IFRS12号「他の企業への関与の開示」9B項の開示
⑫	顧客との契約から生じる収益の分解(IFRS15号「顧客との契約から生じる収益」の114項から115項で要求されている)

IV 本表と注記でどこが違うか IFRSと日本基準との 開示の相違点

次に、IFRSにおける四半期開示と日本基準における四半期開示との比較について、本表と注記に分けて主な相違点を以下にまとめる。

本表に関する相違点

まず、IFRSにおいては四半期であっても要約持分変動計算書の表示

が要求されている(IAS 34号8項(c))
のに対して、日本基準においては四半期に係る株主資本等変動計算書の表示は要求されおらず、株主資本の金額に著しい変動があった場合に主な変動事由を注記することとされている

(四半期会計基準36項)。

また、要約純損益及びその他の包括利益計算書について、IFRSでは当該連結会計年度の年初からの累計期間に係るものに加え、四半期連結会計期間に係るものも表示することも要求されている(IAS 34号20項(b))のに対して、日本基準では当該連結会計年度の年初からの累計期間に係るものの表示が要求されているものの、四半期連結会計期間に係るものは表示を省略できる(四半期会計基準7項(2)および7-2項)。
さらに、要約キャッシュ・フロー計算書について、IFRSでは要約